

京都市特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市
条例第57号）（行財政局人事部給与安全衛生課）

一般職の職員の退職手当の基本額に係る支給率の改定を踏まえて、特別職の職員の退職手当の支給割合を引き下げることとしました。

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

京都市特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 57 号

京都市特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

京都市特別職職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「100分の61」を「100分の53」に改め、同項第2号中「100分の47」を「100分の41」に改め、同項第3号中「100分の18」を「100分の16」に改め、同項第4号中「100分の37」を「100分の32」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市特別職職員退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(行財政局人事部給与安全衛生課)